

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和5年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	156,027
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,276,162

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他		
社 会 福 祉	社会福祉費	435,218	215,146			53,210	166,862	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業 など
	老人福祉費	5,305			628	649	4,028	老人保護措置事業、在宅生活支援事業
	児童福祉費	520,753	356,015		5,787	63,669	95,282	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業 など
	小 計	961,276	571,161	0	6,415	117,528	266,172	
社 会 保 険	国民健康保険事業	119,986	53,357			14,670	51,959	国民健康保険事業特別会計繰出金
	介護保険事業	185,080	10,311			22,628	152,141	介護保険特別会計繰出金
	小 計	305,066	63,668	0	0	37,298	204,100	
保 健 衛 生	保健衛生費	9,820	6,235			1,201	2,384	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業、健康増進事業 など
	小 計	9,820	6,235	0	0	1,201	2,384	
合 計	1,276,162	641,064	0	6,415	156,027	472,656		

※一般職人件費・一般事務費は除く。